

宇治市文化芸術振興基本計画の初案について

宇治市では、令和元年度に「宇治市文化芸術振興条例」を制定いたしました。同条例に基づき、文化芸術の振興に関する基本的な計画として、宇治市文化芸術振興基本計画（初案）を作成いたしましたのでご報告いたします。

また、本初案についてのパブリックコメントを実施いたしますので、併せてご報告いたします。

記

1. 宇治市文化芸術振興基本計画（初案）について

※別添のとおり

2. パブリックコメントの実施について

- ・実施期間 令和 3 年 12 月 24 日（金）から令和 4 年 1 月 24 日（月）まで
- ・周知方法 市政だより（1 月 1 日号）及び市ホームページに掲載
- ・配架場所 文化スポーツ課、行政資料コーナー、
「市民の声投書箱」を設置している市内公共施設

3. 今後の予定

- ・12/24（金） パブリックコメントの実施（～1/24（月）まで）
- ・2月中旬 宇治市文化芸術振興基本計画策定委員会の開催
→パブリックコメントを踏まえた最終案の提示
- ・3月 市民環境常任委員会への報告
→パブリックコメントの実施結果及び最終案について

宇治市文化芸術振興基本計画（初案）

宇 治 市

目次

第1章 計画の背景と位置づけ	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 文化芸術に関する社会の情勢	2
1-3 計画の位置づけ	4
1-4 計画の期間	5
1-5 計画の対象とする文化芸術の範囲	5
第2章 宇治市における文化芸術のこれまでの取り組みと課題	6
2-1 宇治市における文化芸術に関するこれまでの背景など	6
2-2 宇治市の文化芸術に関する現状と課題	8
第3章 計画の目指す姿と施策体系	9
3-1 目指す姿	9
3-2 基本理念	10
3-3 それぞれの責務と役割	11
3-4 計画の施策体系	12
第4章 文化芸術の施策展開	13
4-1 機会の充実	13
4-2 交流の促進	15
4-3 活動の促進	17
4-4 担い手・支え手育成	19
4-5 情報の発信	21
第5章 計画の推進	23
資 料	24
1. 文化芸術に関する市民の意識（アンケート調査結果）	25
2. 文化芸術に関する活動者の活動内容と意識（アンケート調査結果）	32
3. 市民・活動者の聞き取り調査の概要	38
参 考 資 料	44
1. 宇治市文化芸術振興条例	45
2. 宇治市文化芸術振興基本計画策定委員会設置要項	48
3. 宇治市文化芸術振興基本計画策定委員会 委員名簿	49
4. 計画策定までの経緯	50

第1章 計画の背景と位置づけ

1-1 計画策定の趣旨

文化芸術は人々の創造性や感性を育み、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。

国においては、文化芸術を観光、まちづくり、福祉等の関連分野と連携させ、活用していくこと、日本の文化芸術の価値を世界に発信し、文化芸術の新たな価値を創出すること等を目的に、平成 29 年 6 月に「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改正されました。また、文化庁は、「まち・ひと・しごと創生基本方針（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）」などにおいて、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、機能強化を図りつつ、京都府へ全面的に移転することとなりました。このことは、日本の文化行政の大きな転換点となり、文化庁の機能が拡充されるとともに、文化芸術の振興、観光振興や産業との連携、新産業の創出等、文化芸術の力による地方創生が進むことが期待されています。

京都府においては、平成 30 年に「京都府文化力による京都活性化推進条例」を改正し、「京都府文化力による未来づくり条例」を制定されました。また、文化力の活用による地域活性化や、文化の保存・継承から発展、創造、活用まで文化政策をより総合的に推進するため、平成 31 年 3 月に「京都府文化力による未来づくり基本計画」を策定されています。

宇治市においては、これまで培われてきた歴史と豊かな自然を背景とした文化と伝統を守り、育て、磨き、未来に継承するとともに、自主的かつ創造的な文化芸術活動の促進を図ることにより、お茶と歴史・文化の香る「ふるさと宇治」を将来にわたり希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとするため、令和元年 12 月に「宇治市文化芸術振興条例」を制定しました。

人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響等の社会情勢の中、国や京都府の方針を踏まえるとともに、宇治市文化芸術振興条例の基本理念にのっとり、市の文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇治市文化芸術振興基本計画を策定するものです。

1-2 文化芸術に関する社会の情勢

(1) 「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020」の策定（H28.4）

文化財は専門家のためだけのものではなく、一般の人や外国人観光客に「見られて感動し、その価値を知ってもらって初めて真価を発揮するもの」であるという意識改革が重要であるとし、文化資源の活用・情報発信の強化や修理・美装化によって観光資源としての質の向上を計画的に進め、文化財を「真に人を引きつけ、一定の時間滞在する価値のある観光資源」として活用していくことを目指し策定されました。

(2) 文化庁移転の決定（H28.6）

文化庁は、「まち・ひと・しごと創生基本方針（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）」などにおいて、京都府へ全面的に移転することとなりました。文化庁の京都府移転は、日本の文化行政の大きな転換点となり、文化庁の機能拡充、文化芸術の振興、観光振興や産業との連携、新産業の創出等、文化芸術の力による地方創生が進むことが期待されています。



(3) 「文化芸術基本法」に改正（H29.6）

これまでの文化芸術政策をさらに充実させるため、文化芸術自体が固有の意義と価値を有するという文化芸術振興基本法を前提とした上で、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策との有機的な連携や等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、文化芸術に関する教育の重要性を基本理念に追加する「文化芸術基本法」に改正がなされました。

(4) 「文化経済戦略」の策定（H29.12）

文化と産業・観光等の関連分野が一体となって新たな価値を創出し、その価値が、文化芸術の保存・継承や新たな創造等に対して効果的に再投資されることにより、自立的・持続的に発展していくメカニズムを形成することを目的として策定されました。

(5) 「文化芸術推進基本計画」の策定（H30.3）

文化芸術の「多様な価値」、すなわち文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に「活用・好循環させ」、『文化芸術立国』の実現を目指し策定されました。さらに、文化芸術推進基本計画では、各地方公共団体が地方文化芸術推進基本計画の策定に努めることで、地方の自主的かつ主体的なその地域の特性に応じた文化芸術に関する施策のより積極的な推進を期待されています。

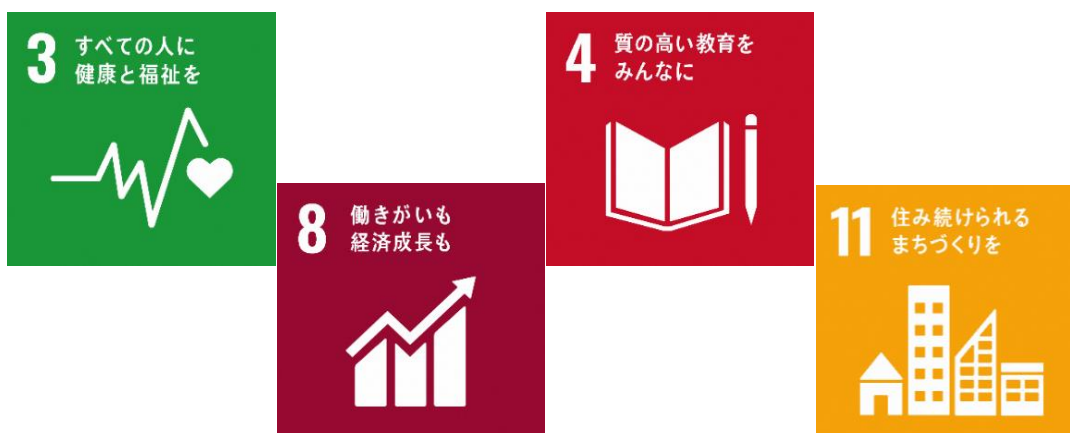
(6) 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定（H30.6）

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無に関わらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものであることを踏まえ、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の個性と能力の発揮や社会参加を促進することを目的に制定されました。

(7) SDGs（持続可能な開発目標）

持続可能な開発目標（SDGs）「（Sustainable Development Goals の略、以下「SDGs」という。）」は、先進国、発展途上国を問わず、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を統合的取り組みとして推進するものであり、多様な目標を達成するための取り組みは、地域の諸問題の解決に貢献するものです。

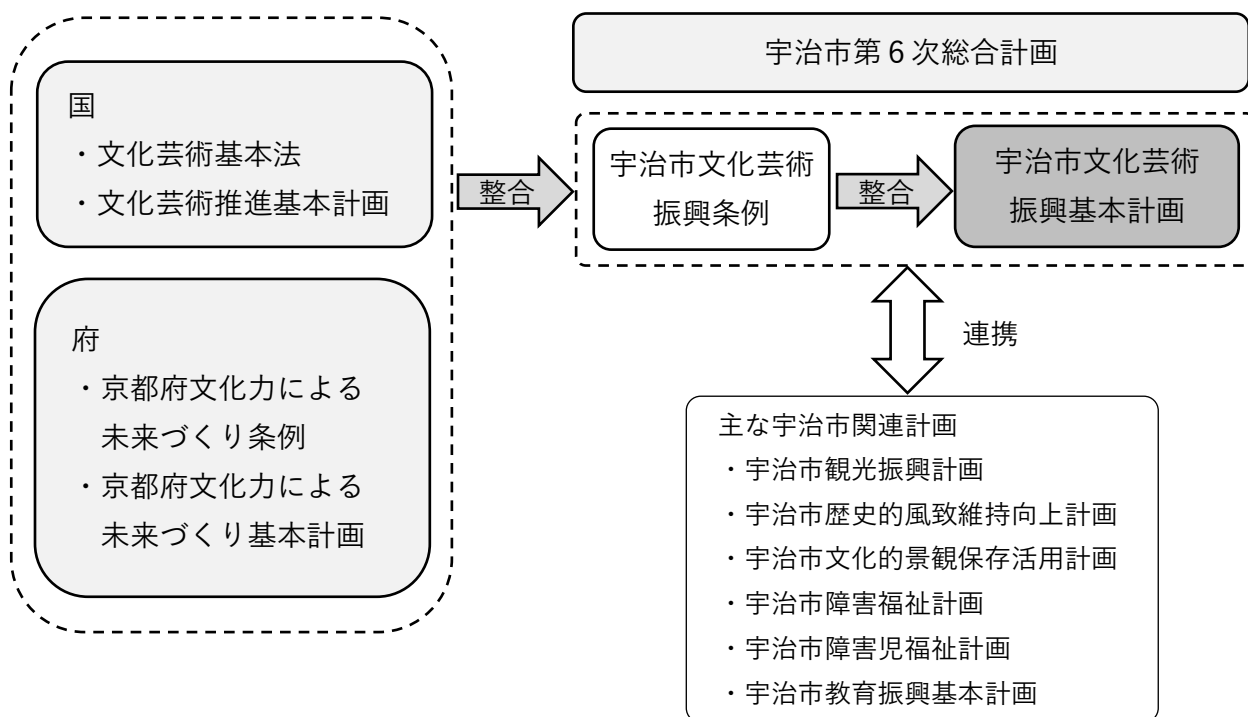
SDGs には 17 のゴール及び 169 のターゲットが設定されていますが、それぞれのゴール・ターゲットは相互に関連して持続的な発展を目指すものであり、「目標 3 すべての人に健康と福祉を」、「目標 4 質の高い教育をみんなに」、「目標 8 働きがいも経済成長も」、「目標 11 住み続けられるまちづくりを」等、文化芸術との関連性のある目標も含まれています。



1-3 計画の位置づけ

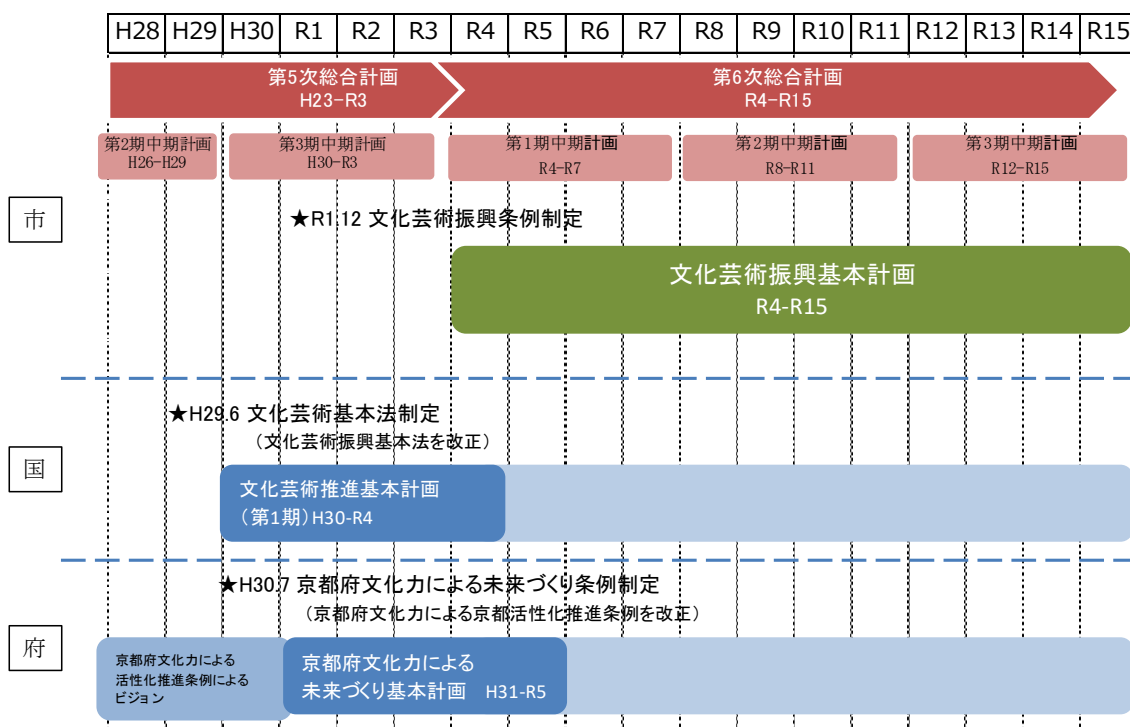
本計画は、宇治市文化芸術振興条例第9条に規定する「文化芸術振興基本計画」と位置付けます。

また、「宇治市総合計画」を上位計画とし、「宇治市文化芸術振興条例」の理念を軸に、宇治市関連計画との連携や整合性を踏まえ、策定します。



1-4 計画の期間

令和4年度から令和15年度までの12年間とし、必要に応じて見直しを行います。



1-5 計画の対象とする文化芸術の範囲

本計画の文化芸術とは、文化芸術基本法第8条から第14条までに規定されている芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化・国民娯楽、文化財、地域における文化芸術等を対象とするものとします。

第2章 宇治市における文化芸術のこれまでの取り組みと課題

2-1 宇治市における文化芸術に関するこれまでの背景など

【歴史的背景について】

宇治市では、平等院、宇治上神社の世界文化遺産、『源氏物語』、宇治茶、宇治川の鶴飼等の歴史・文化資源に恵まれ、それぞれの時代で特色を生み出し、豊かな文化と伝統、歴史が築き上げられてきました。

(1) 古代～近世

宇治市は古より交通の要衝として発展してきました。風光に恵まれていたこともあり、平安時代には貴族の別業の地として栄え、『源氏物語』における「宇治十帖」の舞台にもなりました。

中世に入ると、宇治川の先陣争いの舞台となった一方で、祭礼神事に伴う芸能集団の活躍をはじめとした多彩な文化芸術が花開き、受け継がれました。祭礼などで盛んに演じられた田楽、猿楽は、中世以降も途絶えることなく地域に定着していきました。

鎌倉時代には宇治茶の栽培が始まり、室町時代にはその名声は徐々に高まっていき、現在につながる覆下栽培による良質な碾茶（石臼で挽く前の抹茶）製造の技術が開発されました。

また、伏見城の建設のための交通路整備と治水に伴う大規模工事が豊臣秀吉により行われ、この一連の土木工事による長大な堤防遺跡は、太閤堤と呼ばれています。

江戸時代には、永谷宗円により、煎じた茶葉を急須で淹れて飲む煎茶法が広められました。抹茶による喫茶法が茶の湯と結びつき、主に武士階層や公家等の支配者階層に受け入れられた一方で、煎茶法は庶民の文化人層に受け入れられ、親しまれるようになりました。

(2) 近代

近代に入ると、茶の湯に用いる碾茶の需要は減少しますが、茶は明治初期の日本の輸出品として生糸に次ぐ位置を占め、輸出用の茶が煎茶であることから、玉露など的高级緑茶の生産が活発化していきました。鉄道の整備が進展し、宇治の来訪客が増加したことを受け、名所の顕彰、観光施設の整備、歴史的遺産の保護等が推進されました。鶴飼の復活、茶祭の開催等が行われ、一年を通じて観光客で賑わうまちとなっていきました。

(3) 現代

平等院と宇治上神社が世界文化遺産に登録され、宇治川沿いの様々な文化資源を訪ねる人も増え、多くの観光客が宇治を訪れるようになりました。

平成 16 年に文化財保護法の一部が改正され、文化財の新たな類型として「文化的景観」が加わり、古来より積み重ねられた歴史を有し、また宇治茶の生産から販売までの一連の生業が営まれる宇治地区が、平成 21 年に重要文化的景観「宇治の文化的景観」として選定され、都市の文化的景観の第 1 号となりました。

【これまでの取り組み】

宇治市には、豊富な歴史・文化資源があり、また市民による文化芸術活動が活発になされています。さらに、アニメーションなどの分野において、その発信地となるなど新しい文化芸術が息づいています。

また、これまで培われてきた歴史と豊かな自然を背景とした文化・伝統を守り、育て、磨き、未来に継承するとともに、自主的かつ創造的な文化芸術活動の促進を図ることにより、お茶と歴史・文化の香る「ふるさと宇治」を将来にわたり希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとするため、令和元年度に宇治市文化芸術振興条例を制定しました。

① 源氏物語のまちづくり

紫式部が書いた『源氏物語』の最後の十帖は宇治を舞台として展開していることから「宇治十帖」と呼ばれています。宇治市ではその結びつきを大切にし、『源氏物語』をテーマとしたまちづくりを進めてきました。

平成3年には「ふるさと創生事業」の趣旨に基づき、市民のアイデアから「紫式部文学賞」と「紫式部市民文化賞」が生まれました。両賞の贈呈式を中心として、源氏物語セミナーや、宇治十帖スタンプラリー、宇治田楽まつりを「源氏ろまん」事業として開催し、総合的なまちづくり施策として進めてきました。

また、「さわらびの道」や「あじろぎの道」といった源氏物語散策の道の整備、案内サインの充実等、ハード面でも源氏物語のまちづくりを進めてきました。平成10年には集大成として、源氏物語に関する展示などを通して、源氏物語に関する情報発信基地として、源氏物語ミュージアムを開館しました。開館20周年となる平成30年にはリニューアルを行い、体験型展示の導入や多言語対応の拡充をしました。

② 市民の文化芸術活動

宇治市では、市民による主体的な文化芸術活動が盛んに行われています。活動者や活動団体をつなぐ組織もあり、これらの組織は、活動者間の交流だけでなく宇治市の文化芸術の発展、向上、普及、振興に取り組まれています。

また、市民交流ロビーコンサートや宇治市民文化芸術祭の市主催事業等を通して文化芸術活動の促進や発表の場の創出を図ってきました。

③ 宇治茶の振興

昭和32年に、宇治茶の振興と茶道の普及を目的に本格的な茶室「対鳳庵（たいほうあん）」を整備し、本場の宇治茶に季節のお菓子を添えたお点前を、市民だけでなく、観光客にも気軽に楽しんでもいただける機会を提供しています。

市営茶室対鳳庵



また、令和3年には、史跡宇治川太閤堤跡をはじめ、宇治茶の魅力や宇治の歴史・文化を情報発信する施設「お茶と宇治のまち歴史公園」を整備しました。

2-2 宇治市の文化芸術に関する現状と課題

～市民及び活動者へのアンケートとワークショップの結果から～

(1) 市民が気軽に文化芸術に触れ、参加できる機会について

- ・ 親子や若者をはじめ、誰もが参加しやすい、市民のニーズに合ったイベント等の開催が求められています。
- ・ 子どものころから文化芸術に触れる機会を創出し、心豊かな人間性を育むことが求められています。
- ・ 身近にある文化芸術を再認識し、市民が誇りを持てるような取り組みの推進及び次世代への継承が求められています。

(2) 市民の文化芸術活動について

- ・ 各団体の会員数の減少などによる活動の維持が不安視されており、継続的な活動ができるような支援が求められています。
- ・ 若い世代との交流をはじめ、団体・事業者等との様々な交流、分野を越えた交流により新たな文化芸術を生み出し、活発な活動ができるような取り組みが求められています。
- ・ 計画的な施設運営・改修等による施設の利便性の向上や、活動しやすい環境の整備が求められています。
- ・ 活動の充実や向上・継続等のために、活動者だけでなく活動を支える人たち、鑑賞する人たちを増やしていく取り組みが求められています。
- ・ 活動者を増やすための方策の検討、文化芸術活動の担い手・支え手の育成、市民全体に対する文化芸術への意識の醸成等が求められています。

(3) 市の文化芸術や文化資源の活用について

- ・ 古より育まれてきた豊かな歴史や文化資源、宇治川に代表される豊かな景観等のさらなる活用及び魅力発信が求められています。
- ・ アニメーションの舞台や任天堂博物館（仮称）の整備等により生まれる宇治市の文化芸術を国内外へ発信し、新たな宇治市の魅力を伝えていくことが求められています。
- ・ 様々な分野、大学や企業等との連携や既存の文化芸術と新しい文化芸術とをつなぐ仕組みを創出し、市全体で文化芸術を盛り上げていく必要があります。

(4) 文化芸術の情報発信について

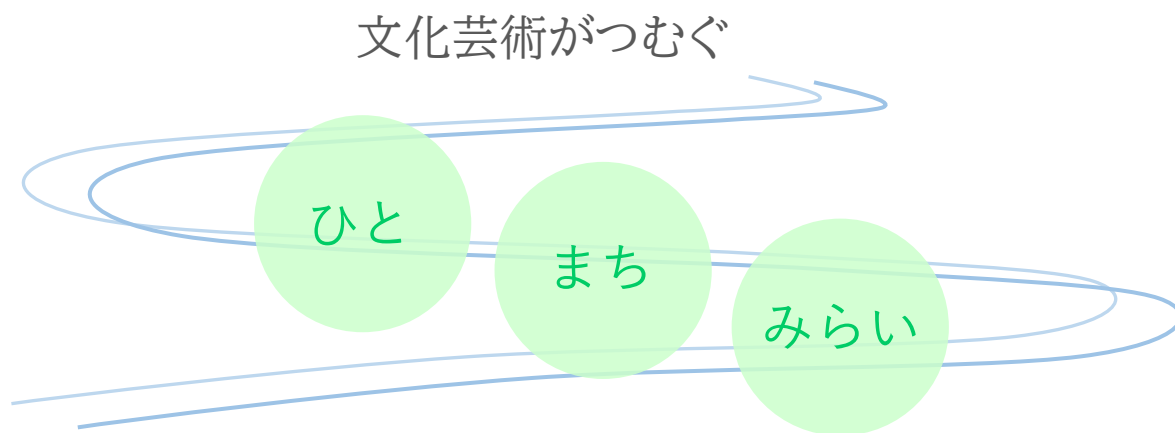
- ・ 多くの情報がある中で、必要な人に必要な情報が届く仕組みづくりが求められています。
- ・ 広報紙や SNS 等、多様な情報媒体を活用した効果的な情報発信が求められています。

第3章 計画の目指す姿と施策体系

宇治市文化芸術振興条例の基本理念にのっとり、「文化芸術がつむぐ ひと・まち・みらい」を目指す姿とします。

宇治市の文化芸術をとりまく現状やアンケート等による課題を踏まえた上で、宇治市文化芸術振興条例に規定する施策の推進を、本計画の5つの取り組む柱に位置付け、計画的に施策を推進し、宇治市、市民、文化芸術団体、事業者がそれぞれの責務・役割を果たしながら、協働して「文化芸術がつむぐ ひと・まち・みらい」を目指します。

3-1 目指す姿



宇治市には、永い時間をかけてつむがれてきた素晴らしい文化芸術があります。平等院・宇治上神社等、宇治川を骨格とした景観、『源氏物語』や宇治茶等の恵まれた文化資源やアニメーションの舞台となるなどの新しい魅力を活かして、これまでまちづくりを進めてきました。引き続き、市内外へ宇治市の文化芸術に関する情報発信を通じて、魅力あるまちづくりに取り組んでいきます。

また、宇治市では長年にわたり、市民の自主的で創造的な文化芸術活動が活発に行われています。市民による文化芸術活動により、人びとがつながり、地域での活動などを通じて、宇治市は活性化されてきました。

しかしながら、宇治市の文化芸術活動を担ってきた人材の減少や、新型コロナウイルス感染症の影響等により活動全体が縮小してしまい、不安視する声も聞こえてきます。目まぐるしく変わる社会情勢の中で、宇治市の文化芸術を絶やさぬよう、取り組んでいく必要があります。

文化芸術に触れる、活動する基盤づくりを進め、文化芸術を軸にした協働や交流が活発になることで人びとがつながり、ひいては地域の絆・まちづくりへとつなげるため、宇治市は、「文化芸術がつむぐ ひと・まち・みらい」の実現に向け、5つの柱に沿って、市民・文化芸術団体・事業者と協働して取り組みを推進します。

3-2 基本理念

文化芸術を行うものの自主性・創造性の尊重 《認め合う・高める》

(宇治市文化芸術振興条例 第3条 第1項)

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う市民、文化芸術団体及び事業者それぞれの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

宇治市では、市民による演奏会や展示会等の文化芸術活動が盛んに行われています。また多くの市民が暮らしを豊かにするため、文化芸術は必要だと感じています。

文化芸術活動に携わる市民同士の垣根を越えた交流の輪が広がることで、より多彩な文化芸術活動が創造され、活力や魅力にあふれる宇治のまちの醸成を目指します。

活動者・文化芸術団体だけでなく、市民や事業者等がその活動を尊重することで、理解の輪とすそ野を広げ、まち全体の活性化を目指します。

文化芸術を鑑賞・参加・創造する機会の充実 《感じる・育む》

(宇治市文化芸術振興条例 第3条 第2項)

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

宇治市は平等院・宇治上神社等、多くの文化財や宇治川を骨格とした景観、『源氏物語』や宇治茶等、日々の生活に文化芸術が密接に関わっています。優れた文化芸術に囲まれた環境を活かし、子どものころから文化芸術に触れる機会を創出し、全ての市民が豊かな心を育むことができるまちを目指します。

さらに継続的な文化芸術活動や、高い技術指導を受けることのできる機会を支援するとともに、若者の優れた活動の表彰を通じて、国内外で活躍できる次世代の芸術家育成や、伝統文化の継承を図ります。

また、年齢や障害の有無等に関わらず、誰もが文化芸術の鑑賞・体験ができるよう環境の整備に努めます。

(宇治市文化芸術振興条例 第3条 第3項)

文化芸術の振興に当たっては、本市、市民、文化芸術団体及び事業者が協働して文化芸術活動の促進が図られなければならない。

宇治市には、古くからある文化資源や市民による自主的・創造的な文化芸術活動があり、さらにアニメーションの舞台になるほか、任天堂博物館（仮称）など新たな文化資源の整備が予定されています。それらが相互に連携をすることで新しい文化芸術活動の創出が期待できます。

関係団体や企業、様々な分野と連携し文化芸術活動の活性化を図り、イベントや交流の場を創出することで、文化芸術を軸にしたにぎわいのあるまちを目指します。

さらに、様々な状況に対応できる柔軟な文化芸術活動に対する取り組みを支援し、広報紙やSNS等を活用した効果的な広報を通じて、魅力あるまちづくりを目指します。

3-3 それぞれの責務と役割

宇治市、市民、文化芸術団体、事業者は、「宇治市文化芸術振興条例」の基本理念にのっとり、それぞれの責務と役割を果たしていきます。

① 宇治市の責務

市は、文化芸術の振興を図るための施策を推進することを責務とします。

② 市民の役割

市民とは市内に居住、勤務、もしくは在学する者、または市内において文化芸術活動を行う者をいいます。

文化芸術の担い手として、自主的かつ創造的な文化芸術活動を行うとともに、その活動を相互に理解し、尊重するように努めることを役割としています。

③ 文化芸術団体の役割

文化芸術団体とは市内において文化芸術活動を行う団体をいいます。

文化芸術の担い手として、自主的かつ創造的な文化芸術活動を一層促進するとともに、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化に努めることを役割としています。

④ 事業者の役割

事業者とは市内に事務所または事業所を有する法人その他の団体及び市内で事業を行う個人をいいます。

地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化に努めることを役割としています。

文化芸術がつむぐ ひと・まち・みらい

～基本理念～

文化芸術を行うものの
自主性・創造性の尊重
《認め合う・高める》

文化芸術を鑑賞・参加・
創造する機会の充実
《感じる・育む》

様々な協働による
文化芸術活動の促進
《つながる・ひろがる》

取り組む柱

取り組みの方向性

1 機会の充実

- 誰もが文化芸術を鑑賞する機会の提供
- 暮らしの中で文化芸術に出会い・触れる機会の充実

2 交流の促進

- 市民、文化芸術団体、事業者との連携促進
- 文化芸術活動者の世代を越えた交流の促進
- 観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等の様々な結びつきによる文化芸術活動の促進とまちの活性化

3 活動の促進

- 文化芸術活動を行う環境の整備
- 高齢者・障害者・青少年の文化芸術活動の促進

4 担い手・支え 手育成

- 次世代への文化芸術の継承
- 文化芸術に携わる人材の育成
- 子どもや若者の感性を育み、磨く

5 情報の発信

- 『源氏物語』や宇治茶をはじめとした文化資源を活かしたまちづくりによる魅力発信
- 多様な情報媒体を利用した文化芸術に関する情報の発信

第4章 文化芸術の施策展開

取り組む柱 1

機会の充実

文化芸術には、プロの公演・芸術作品に触れるなどの特別な体験を通じて感じることできる「特別感」と、地域の文化資源や環境、市民による日々の文化芸術活動や暮らしの中に息づいている衣食住に関わるもの等、身近に感じることできる「日常感」の2つの面があります。

様々なイベントなどを通じて、文化芸術の「特別感」と「日常感」に市民が出会い、気づき、触れる機会を増やし、文化芸術のすそ野を広げることを目指します。

■誰もが文化芸術を鑑賞する機会の提供

親子向け事業やバリアフリー事業等を通じて、子ども、子育て世代、高齢者等の年齢、さらには性別や障害の有無に関わらず、誰もが文化芸術に親しみを持つことができるよう鑑賞する機会の提供に取り組みます。

また、文化財やそれらを含む街なみや景観等の地域の文化資源、鑑賞や文化芸術活動を行う施設等を活かして、誰もが文化芸術に触れることできる機会の充実を図ります。

加えて、文化センターなどにおけるプロの公演などを通じて、市民が文化芸術に触れる機会や関心を高める取り組みの充実を図ります。

■暮らしの中で文化芸術に出会い・触れる機会の充実

暮らしの中に息づく衣食住などの生活文化、お祭りなどの年中行事を通じた文化を認識し、理解を深める機会の充実やその継承に取り組みます。

さらに、市民による文化芸術活動が身近に鑑賞できるよう文化芸術があふれるまちづくりに努めます。

また、市民に身近な場所で日常的に文化芸術に触れる機会を充実することで、文化芸術に親しめるよう努めます。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術を鑑賞することが難しい中でも、YouTube などの様々な情報媒体を活用することで、市民が継続して文化芸術に触れることができるよう努めます。

【事業の方向性】

- ・ 地域の文化資源や環境を活かした、誰もが文化芸術に触れる機会の提供
- ・ 文化芸術の「特別感」を感じるためのプロの公演などの充実
- ・ 子どもと一緒に楽しむことのできる事業等、誰もが鑑賞できる機会の提供
- ・ 市民の文化芸術活動や暮らしの中に息づく「日常感」のある文化芸術の情報発信

【数値目標】※1

評価指標	現状値	目標値
暮らしを豊かにするうえで文化芸術を必要と思う市民の割合	79.9%	85%
文化芸術を鑑賞している市民の割合	74.9%	81%
市民交流ロビーコンサートの観覧者数	3,780 人 ※2	4,300 人

※1 現状値において、特別の記載のないものは、すべて宇治市文化芸術振興基本計画策定のためのアンケート調査（令和3年度実施）によります。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響前の値として、平成30年度分を記載しています。

市民交流ロビーコンサート



市営茶室対鳳庵



世代や地域を越えた広域的な文化芸術活動者間の交流や活動をしている人と活動をしていない人の交流により、新たな文化芸術活動や活動者が増えるよう様々な取り組みを促進します。

さらに、それぞれの分野を越えた交流を活発に行えるようネットワークを構築します。文化芸術を基軸とした横断的な連携を目指し、まちづくり、地域づくりにつながるよう取り組むとともに、文化芸術そのもの及びその活動への理解が深まるよう取り組みます。

■市民、文化芸術団体、事業者との連携促進

市民、文化芸術団体、事業者がそれぞれの役割を果たせるよう、宇治市は「宇治市文化芸術振興条例」の基本理念にのっとり、文化芸術の振興を図るための施策を推進します。

さらに、市民や文化芸術団体・文化芸術活動者と事業者等、様々な連携や協働ができるようネットワークの構築など交流の仕組みづくりを通じて、文化芸術活動の活性化を図ります。

■文化芸術活動者の世代を越えた交流の促進

宇治市民文化芸術祭などの様々な文化芸術活動を通じて、世代を越えた活動ができるよう取り組みます。また世代を越えた交流により、新たな文化芸術の創造ができるよう支援します。

■観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等の様々な結びつきによる文化芸術活動の促進とまちの活性化

観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等との結びつきを強め、地域や分野を越えた新たな文化芸術事業の展開や、様々なイベントの開催を推進し、文化芸術活動の活性化に努めます。

さらには、学校、地域、企業等との幅広い連携・協働により、文化芸術を軸にしたひとつのつながり、地域のつながりへと広げ、文化芸術を活かしたまちの活性化に努めます。

【事業の方向性】

- ・ 文化芸術を基軸にした様々な団体・地域とのネットワークの構築
- ・ 宇治市民文化芸術祭等での世代や地域、文化芸術団体間の分野を越えた交流、創作活動の推進
- ・ 様々な分野と連携した文化芸術にかかわるイベント開催の推進

【数値目標】

評価指標	現状値	目標値
宇治市民文化芸術祭の来場者数 (舞台の部・展示の部 合算)	6,400 人 ※ 1	7,500 人

※ 1 新型コロナウイルス感染症の影響前の値として、令和元年度分を記載しています。

宇治十帖スタンプラリー



ポスターには「宇治十帖スタンプラリー ～スマホで巡る～」とあり、期間は2021年10月1日～11月30日。また、「源氏物語のまち」を歩いて巡ってスマホでスタンプを集めよう!と記載されています。

写真には、石碑と石柱が並ぶ「夢浮橋」の風景が写っています。

夢浮橋
 難所済み
[京都府宇治市宇治歴史](#)
 宇治十帖10スポット 醍醐28スポット

源氏物語 第五十四帖
 夢浮橋 (ゆめのうきはし)

法(のり)の師とたずめる道をしるべにて 思はぬ山にふみまどふかな

宇治市民文化芸術祭



宇治市では、長年にわたり、市民による主体的・積極的な文化芸術活動が行われており、それらが、宇治市の文化芸術の礎を築いてきました。引き続き、市民がその文化芸術活動に積極的に取り組めるよう、より充実した活動ができるよう環境の整備を図ります。

さらに、市民文化の向上、生涯学習の振興及び市民福祉の増進等の拠点としての文化会館などを引き続き有効活用するとともに、継続的かつ安定的な運営に努めます。

そして、子ども、子育て世代、高齢者等の年齢、性別、障害の有無等に関わらず、誰もが文化芸術活動に取り組めるよう交流や発表の機会の創出に取り組みます。

加えて、文化芸術団体の活動の発表を通して、文化芸術活動への理解を深めていき、地域などでの活動の促進を図ります。

■文化芸術活動を行う環境の整備

文化芸術に親しむための文化施設の利便性の向上及び利用しやすい環境の整備に努めるとともに、民間施設やその他の施設等の情報を発信し、活動の活性化を図ります。さらに、文化会館の有効活用や利用促進に努めます。

また、文化芸術活動の活性化のため、文化芸術活動に関する表彰の検討を進めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響の中でも、活動が継続できるようインターネットを用いた文化芸術活動に取り組みやすい環境の整備に努めます。

■高齢者・障害者・青少年の文化芸術活動の促進

子どもや子育て世代、高齢者等の年齢や性別等に関わらず活動ができるよう、学校や地域、その他団体等と連携し、誰もが文化芸術活動に参加しやすい取り組みを推進します。

さらに障害の有無に関わらず文化芸術活動に参加できるよう、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリーに対する取り組みや相互理解を深め、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、関係団体などと連携し必要な支援の充実や情報の発信に取り組みます。

また、青少年が宇治市で文化芸術活動に取り組みやすいよう既存の文化芸術活動の発信や新しい文化芸術活動が取り組みやすい環境の整備に努めます。

【事業の方向性】

- ・ 文化施設等の環境の整備
- ・ インターネットを活用した活動支援や鑑賞機会の提供
- ・ 高齢者や障害者等の様々なバリアフリーへの理解を深める取り組み
- ・ 高齢者や障害者等のイベントでの発表の機会の提供

【数値目標】

評価指標	現状値	目標値
文化芸術活動をしている市民の割合	29.8% ※ 1	36%
文化センター利用者数	137,194 人 ※ 2	150,000 人

※ 1 宇治市文化芸術振興基本計画策定のためのアンケート調査（令和 3 年度実施）によります。

※ 2 新型コロナウイルス感染症の影響前の値として、平成 30 年度分を記載しています。

宇治市文化センター



宇治市文化芸術活動動画配信事業

動画撮影・動画編集講座



宇治市の文化芸術を継承し、さらに発展させていくためには、次世代に文化芸術に関する理解を深めるための学習や、鑑賞・体験の機会を通じて、担い手の育成をしていくことが重要です。そのために、子どもや若者への文化芸術に関する情報の発信を通して、鑑賞の機会の提供、文化芸術活動に参加を促す様々な取り組みを行います。

また、プロの芸術家や指導者に直接教わることで次世代の芸術家が育つ環境の充実を図るとともに、市民が本格的な文化芸術に触れるきっかけづくりを推進します。

若者の文化芸術に関する意識の高揚や振興のため、優れた成績を収めた者等の表彰をし、次世代の活動者を応援する取り組みを推進します。

さらには、活動者だけでなく、活動を支える人材の育成についても取り組みます。

■次世代への文化芸術の継承

宇治茶の振興や源氏物語のまちづくり等を通じて宇治市で守り育ててきた文化芸術を、宇治市独自の文化芸術として次世代へ継承していくため、文化財に関する講座などに取り組むとともに、文化財等の適切な保存・管理を行い、観光などへの活用・市民への情報発信をしていきます。

次世代への継承にあたっては、高い質を持った文化芸術に触れる鑑賞や、本格的な体験をきっかけとして文化芸術に関心をもち、担い手として活動を行う者の育成につなげます。

■文化芸術に携わる人材の育成

誰もが文化芸術の鑑賞や活動に参加しやすい環境づくりを通して、文化芸術やそれに関わる技術の継承ができるよう人材の育成を支援するとともに、創造的な文化芸術活動を行う人材を発掘しその活動を支援します。

また、文化芸術活動を支え、団体等の運営をサポートする人材の育成に努めます。さらに、大学などと連携し、学生や市民とともに活動できる仕組みを作り、次世代の文化芸術活動の支え手を育成する基盤づくりを推進します。

■子どもや若者の感性を育み、磨く

子どもや若者が身近な文化芸術を鑑賞し、また学校をはじめ様々な団体などとの連携を通して、子どもたちから文化芸術に触れる機会を創出し、文化芸術への理解及び関心を高めることで、文化芸術のすそ野を広げる取り組みを推進します。

また、高い質を持った文化芸術に触れる機会や体験を通じて、感性を育み、磨いていくことで、子どもたちの人間性を豊かにしていき、宇治市に愛着と誇りを持てるよう取り組みを推進します。

さらに、文化芸術活動に関して、優秀な成績を収めた者または顕著な成績を挙げた者等の表彰を通じて若者の文化に関する意識の高揚や振興を図ります。

【事業の方向性】

- ・ 文化財に関する講座の開催
- ・ 文化財等の適切な保存・管理の実施と、観光などへの活用・市民への情報発信
- ・ 対鳳庵を活用した茶道体験や鶴飼等、宇治市ゆかりの伝統文化体験の実施
- ・ お茶と宇治のまち歴史公園での、宇治の歴史・文化などを知っていただくための様々な体験プログラム等での情報発信
- ・ プロの芸術家や指導者による子どもや青少年への指導機会の提供
- ・ ジュニア文化賞、ジュニア文化奨励賞等による文化芸術活動への表彰

【数値目標】

評価指標	現状値	目標値
(高校生以下の) 同居の子の暮らしを豊かにするうえで文化芸術を必要と思う市民の割合	79.6% ※ 1	86%
宇治市少年少女合唱団 団員数	36 人 ※ 2	50 人

※ 1 宇治市文化芸術振興基本計画策定のためのアンケート調査(令和3年度実施)によります。

※ 2 現状値は令和3年12月時点のものです。

宇治市少年少女合唱団



宇治市には、平等院・宇治上神社等、宇治川を骨格とした景観、『源氏物語』や宇治茶等の恵まれた文化資源やアニメーションの舞台となるなどの多くの魅力があります。

市民が宇治市の魅力を認知し、誇りを持てるよう、効果的な情報発信に取り組めます。

また、観光やまちづくり等の様々な分野と連携し、国内外へ宇治ブランドを発信することで宇治市の魅力を伝える取り組みを進めます。

さらに、情報があふれている現代の中で、必要な人に必要な情報が届くよう、SNS 等の多様な情報媒体を利用した効果的な情報発信に努めます。

■『源氏物語』や宇治茶をはじめとした文化資源を活かしたまちづくりによる魅力発信

『源氏物語』、宇治茶や歴史、文化等の重要な文化資源を守り伝え、またそれらの活用及びアニメーションなどの新たな文化資源の情報発信を通じて、市民にも宇治市の魅力を再認識してもらえよう取り組みます。

源氏物語ミュージアムやお茶と宇治のまち歴史公園等での展示や講座・体験プログラムを通じて、宇治市の魅力を市民をはじめ多くの方に伝え、さらに国内外へ発信することで、魅力あるまちづくりに努めます。

■多様な情報媒体を利用した文化芸術に関する情報の発信

様々な情報がある中で、必要な人に必要な情報が届くよう市政だよりの発行、わかりやすいホームページの作成や SNS の活用等、多様な情報媒体を利用して情報発信をし、誰もが文化芸術に関する情報を得られるよう取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の中でも、感染対策を取りつつ、市民が文化芸術に触れ、また市民の文化芸術活動を知っていただけるよう、YouTube 等多様な情報媒体を活用し、様々な文化芸術に関する情報の発信に努めます。

【事業の方向性】

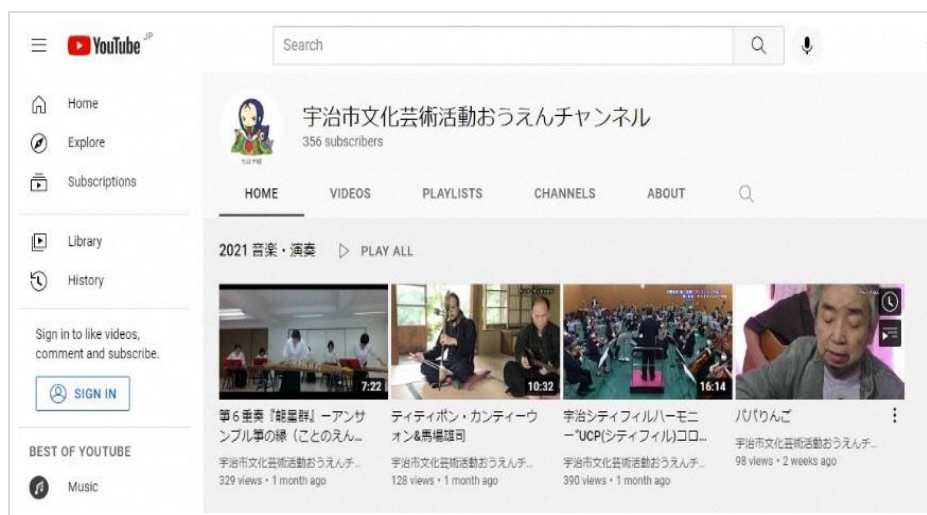
- ・ 市政だよりや市公式 SNS の活用による宇治市の文化資源や魅力の情報発信
- ・ 宇治市の魅力の積極的な広報及び新しい文化資源を創出する取り組みの支援・情報発信
- ・ YouTube 等の動画を活用した情報発信

【数値目標】※ 1

評価指標	現状値	目標値
宇治市文化芸術活動おうえんチャンネル動画総再生回数	34,219 回	210,000 回
宇治市公式 LINE で「学び_文化」を通知設定している人	679 人	1,150 人

※ 1 現状値は、令和 3 年 1 2 月時点のものです。

宇治市文化芸術活動おうえんチャンネル



お茶と宇治のまち歴史公園



第5章 計画の推進

「第3章 計画の目指す姿と施策体系」で記載したとおり、宇治市の責務に加えて、市民・文化芸術団体・事業者がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働して文化芸術の振興を推進していきます。

また、計画を着実に推進していくために、進捗状況の把握や各取り組みの検証・評価等を行います。

（１）市民等による進行管理

様々な見地から検討を行うため、（仮称）文化芸術振興基本計画推進委員会（以下「委員会」という）を設置します。委員会は学識経験者、文化芸術関係団体の構成員、文化芸術活動をしている市民等で構成され、計画の推進に関するもののほか、文化芸術の振興に係る事項について情報交換や協議等を行います。委員会を定期的開催し、各取り組みの進捗確認や評価を実施します。

（２）庁内連携による計画推進

宇治市では行政の様々な分野に文化芸術の要素を取り入れ、文化行政を総合的に推進するため、庁内組織として（仮称）宇治市文化芸術振興基本計画推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という）を設置します。文化芸術の振興に関する施策が効率的・効果的に実施されるよう、連絡会議を活用して課題や情報の共有を図るとともに、庁内で連携して取り組みを進めます。

（３）計画や取り組みの周知

計画を含め、宇治市の文化芸術の振興について、文化芸術活動の担い手である市民・文化芸術団体等に広く周知を図るため、広報紙やホームページ、SNS 等の媒体や各種事業を通じて、情報発信を行います。

資 料

1.文化芸術に関する市民の意識（アンケート調査結果）

（1）市民アンケート調査

① 調査の対象

18歳以上の無作為抽出の市民 2,000 人

② 調査の期間

令和3年8月12日（木）～8月27日（金） ※8月30日（月）まで受付

③ 調査の方法

郵送・オンラインを併用して実施しました。（無記名方式）

④ 調査の項目

文化芸術の鑑賞、活動の実態、目的、市の文化芸術事業の周知度、取り組みの方向性など

⑤ 調査の回収状況

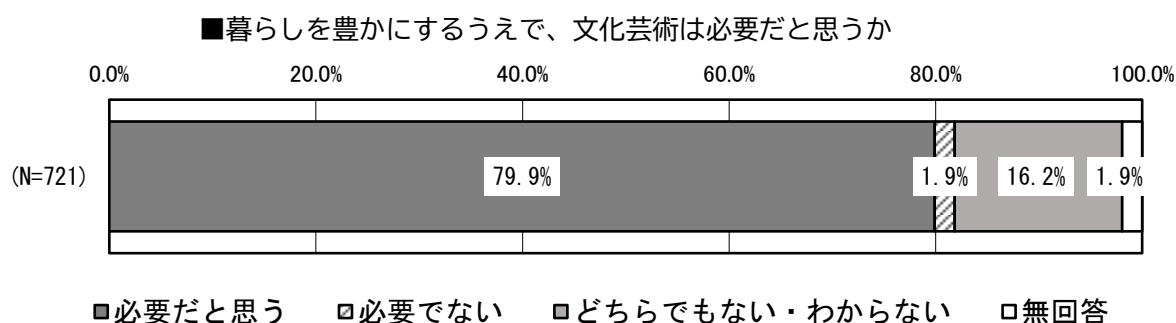
調査対象	調査方法	調査数 (件)	有効回答数（件）			有効回答率 (%)	※参考 ネット回答 割合 (%)
			郵送回答	ネット回答	合 計		
市 民	郵送 オンライン	2,000	607	114	721	36.1	15.8

- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率で示しています。
- 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える可能性があります。

（2）市民アンケート調査結果の要約

① 文化芸術の必要性

暮らしを豊かにするうえで、文化芸術は必要だと思うかをみると、約80%が必要だと認識しています。



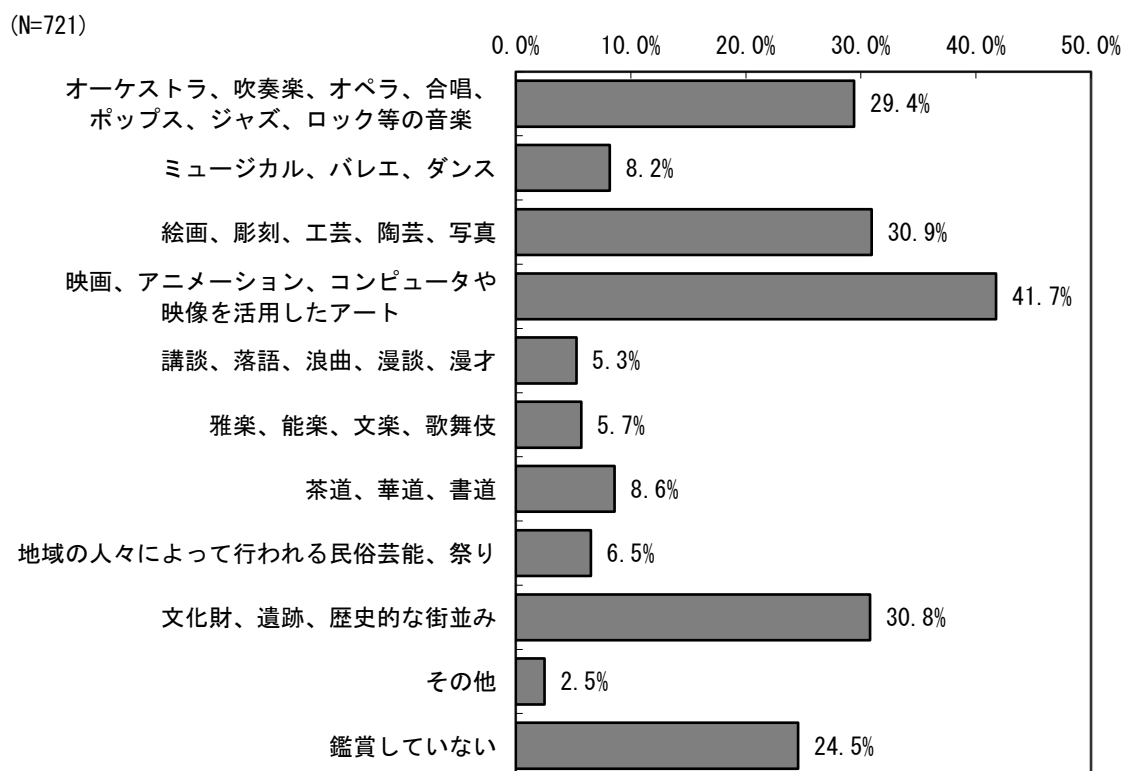
② 文化芸術の「鑑賞」や「活動」

・鑑賞

過去3年間に鑑賞した文化芸術では、「映画、アニメーション、コンピュータや映像を活用したアート」(41.7%)、「絵画、彫刻、工芸、陶芸、写真」(30.9%)、「文化財、遺跡、歴史的な街並み」(30.8%)が上位となっている一方で、「鑑賞していない」は24.5%となっています。

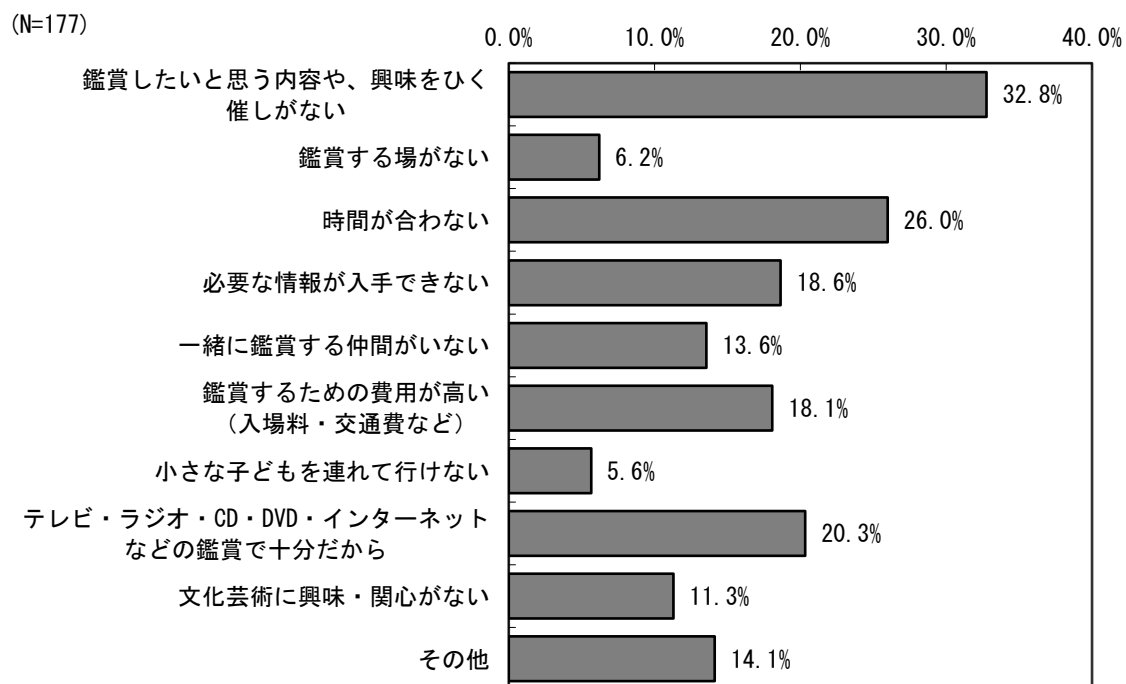
また、過去3年間に何らかの文化芸術を鑑賞した人は540人で、全体の74.9%となっています。

■過去3年間に鑑賞した文化芸術（複数回答）



「鑑賞していない」の主な理由は、「鑑賞したいと思う内容や、興味をひく催しがない」(32.8%)、「時間が合わない」(26.0%)、「テレビ・ラジオ・CD・DVD・インターネットなどの鑑賞で十分だから」(20.3%) など、個人の興味・嗜好や時間が上位になっています。

■文化芸術を鑑賞していない主な理由（3つ以内で複数回答）

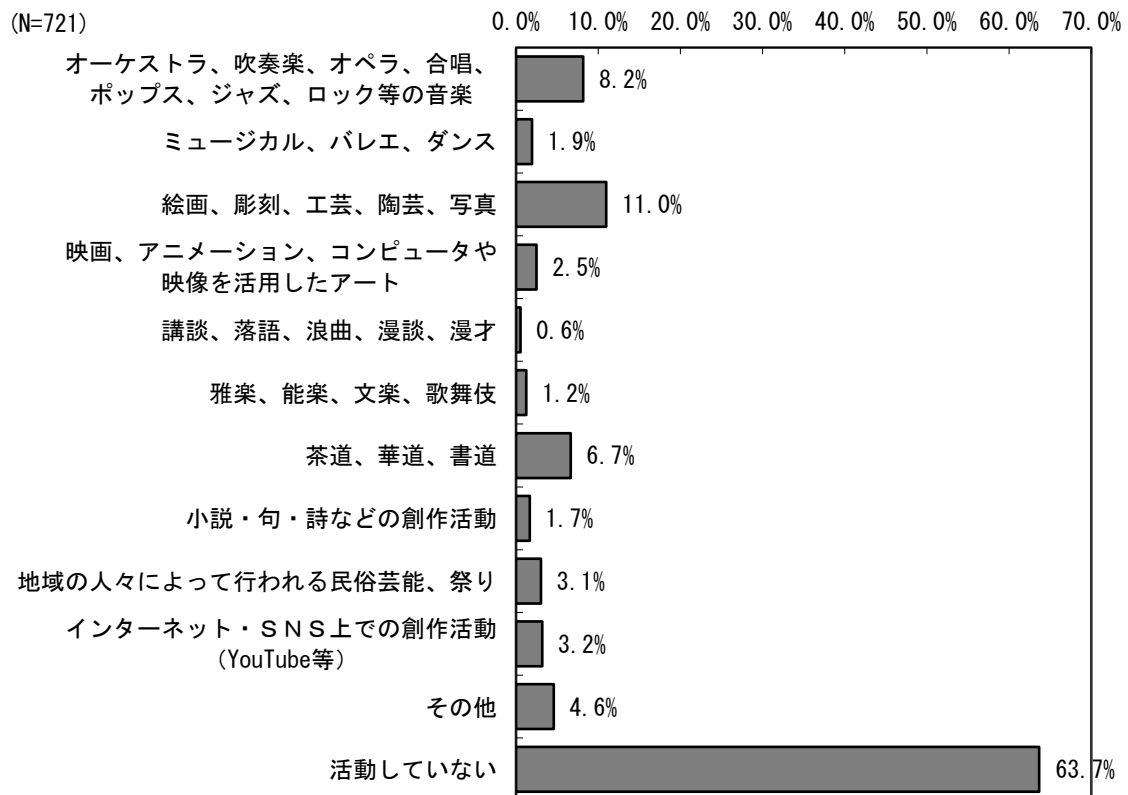


・活動

過去3年間に参加した文化芸術に関わる活動をみると、「絵画、彫刻、工芸、陶芸、写真」（11.0％）が最も多く、次いで「オーケストラ、吹奏楽、オペラ、合唱、ポップス、ジャズ、ロック等の音楽」（8.2％）、「茶道、華道、書道」（6.7％）となっています。

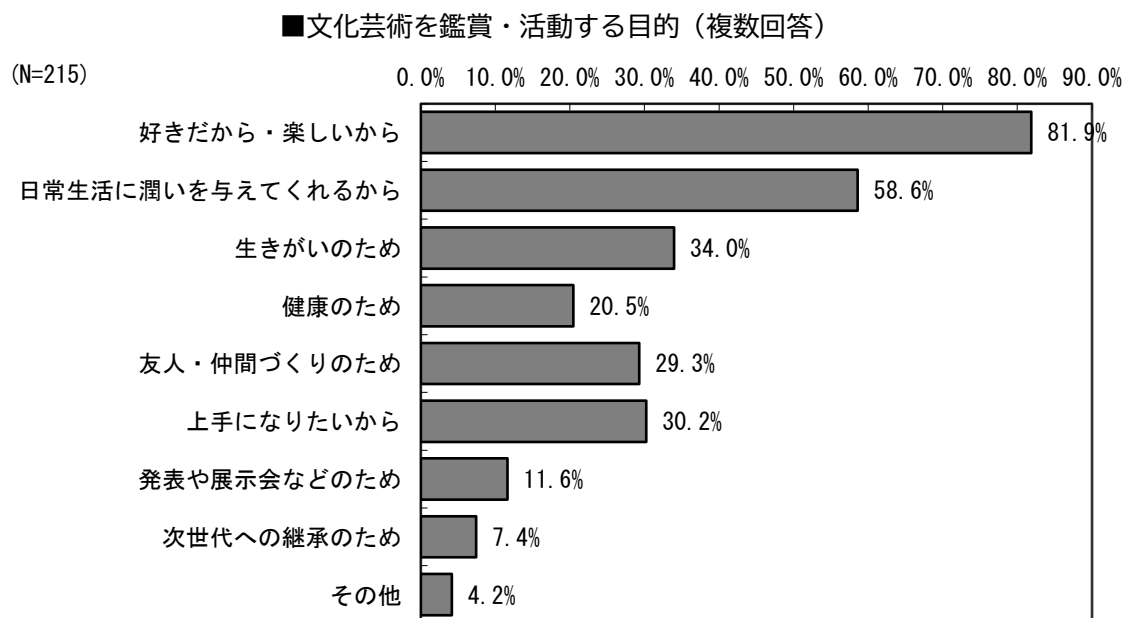
また、過去3年間に何らかの文化芸術に関わる活動をした人は215人で、全体の29.8％となっています。

■過去3年間に参加した文化芸術に関わる活動（複数回答）



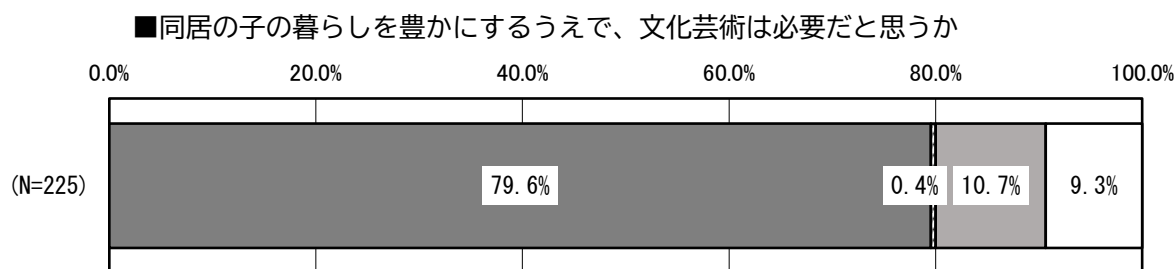
③ 文化芸術の鑑賞・活動の目的

文化芸術を鑑賞・活動する目的では、「好きだから・楽しいから」(81.9%)、「日常生活に潤いを与えてくれるから」(58.6%)、「生きがいのため」(34.0%) が上位を占めています。



④ 高校生以下の文化芸術の必要性

同居の子の暮らしを豊かにするうえで、文化芸術は必要だと思うかをみると、「必要だと思う」が約80%となっています。



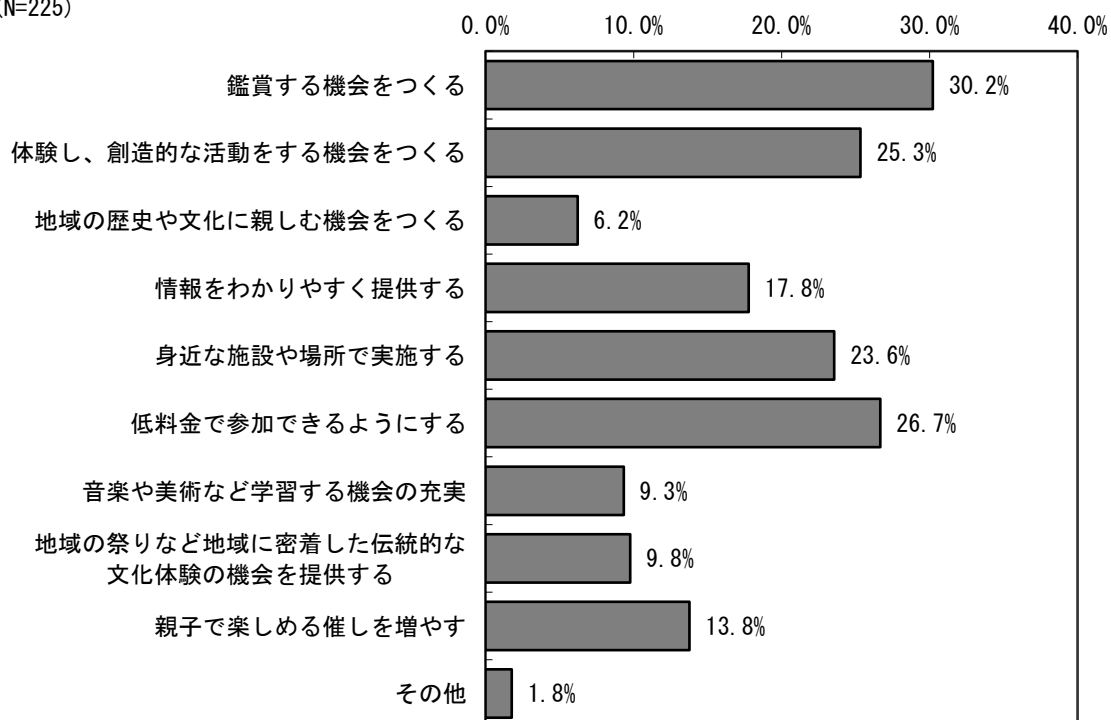
■必要だと思う □必要でない □どちらでもない・わからない □無回答

⑤ 高校生以下が文化芸術に親しむために必要な取り組み

同居の子が文化芸術に親しむために必要な取り組みをみると、「鑑賞する機会をつくる」(30.2%)、「低料金で参加できるようにする」(26.7%)、「体験し、創造的な活動をする機会をつくる」(25.3%)が上位となっています。

■同居の子が文化芸術に親しむために必要な取り組み（3つ以内で複数回答）

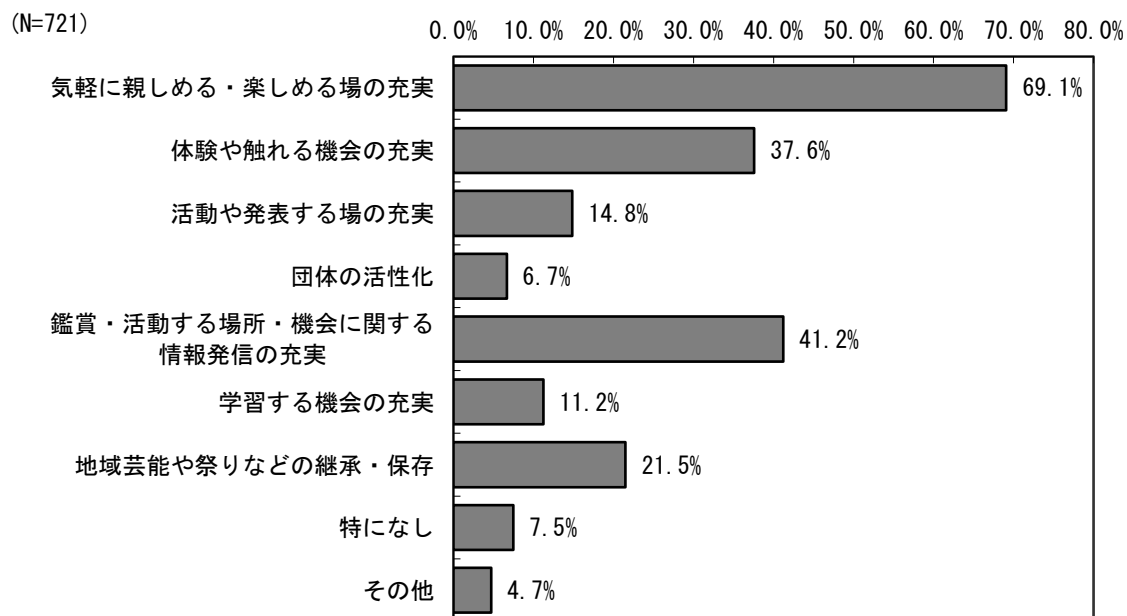
(N=225)



⑥ 文化芸術に親しむ市民を増やす取り組み

文化芸術に親しむ市民を増やすために必要な取り組みをみると、「気軽に親しめる・楽しめる場の充実」(69.1%)、「鑑賞・活動する場所・機会に関する情報発信の充実」(41.2%)、「体験や触れる機会の充実」(37.6%)が上位を占めています。

■文化芸術に親しむ市民を増やすために必要な取り組み（3つ以内で複数回答）



2. 文化芸術に関する活動者の活動内容と意識（アンケート調査結果）

（1）活動者アンケート調査

① 調査の対象

宇治市芸術文化協会会員、宇治市音楽連盟会員、公民館やコミュニティセンター等での活動者（68 団体・人）

② 調査の期間

令和3年8月12日（木）～8月27日（金） ※8月30日（月）まで受付

③ 調査の方法

郵送・オンライン及び、公民館やコミュニティセンター等にも配架して実施しました。（無記名方式）

④ 調査の項目

文化芸術の鑑賞、活動の実態、目的、市の文化芸術事業の周知度、取り組みの方向性など

⑤ 調査の回収状況

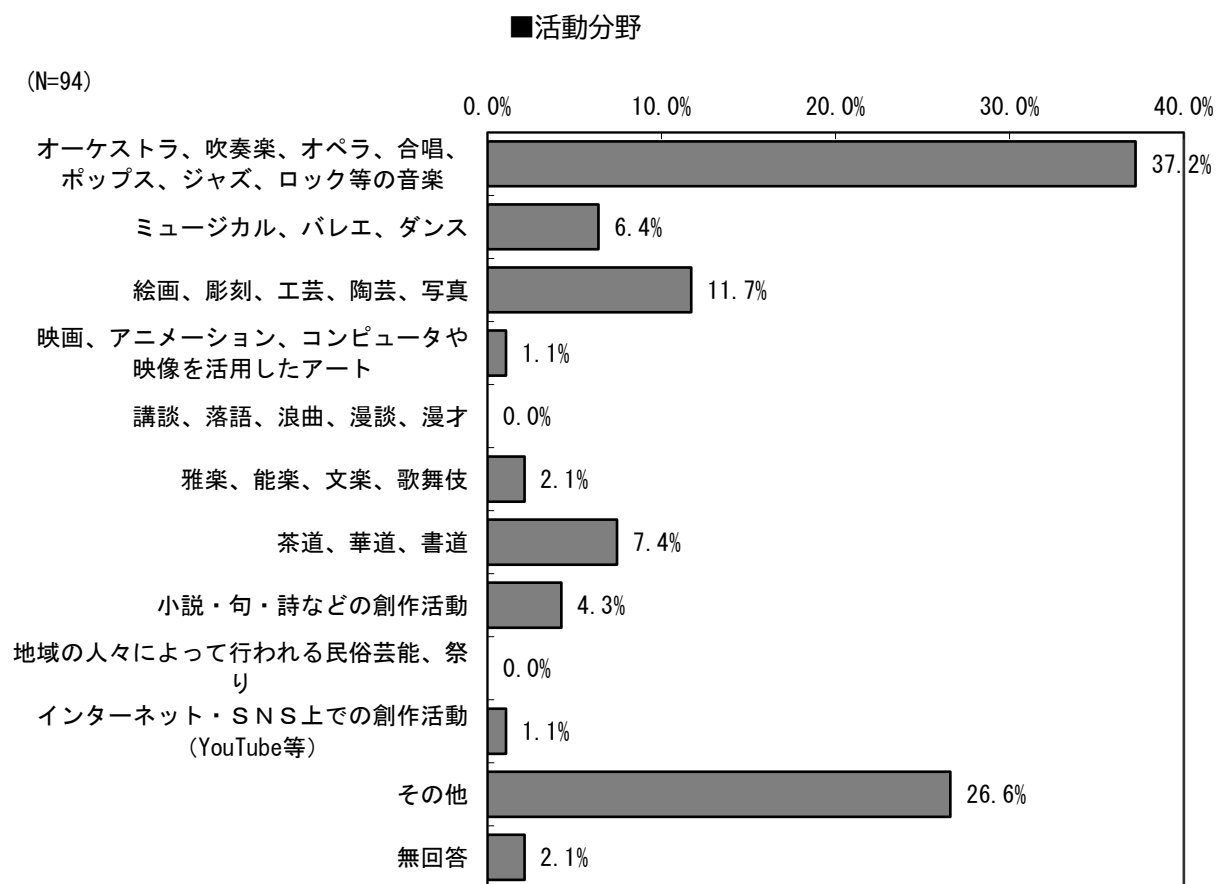
調査対象	調査方法	調査数 (件)	有効回答数（件）			有効回答率 (%)	※参考 ネット回答 割合 (%)
			郵送回答	ネット回答	合 計		
活動者	郵送 オンライン	68	42	21	94	—	22.3
	配架	—	31				

- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率で示しています。
- 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える可能性があります。

(2) 活動者アンケート調査結果の要約

① 文化芸術活動の分野

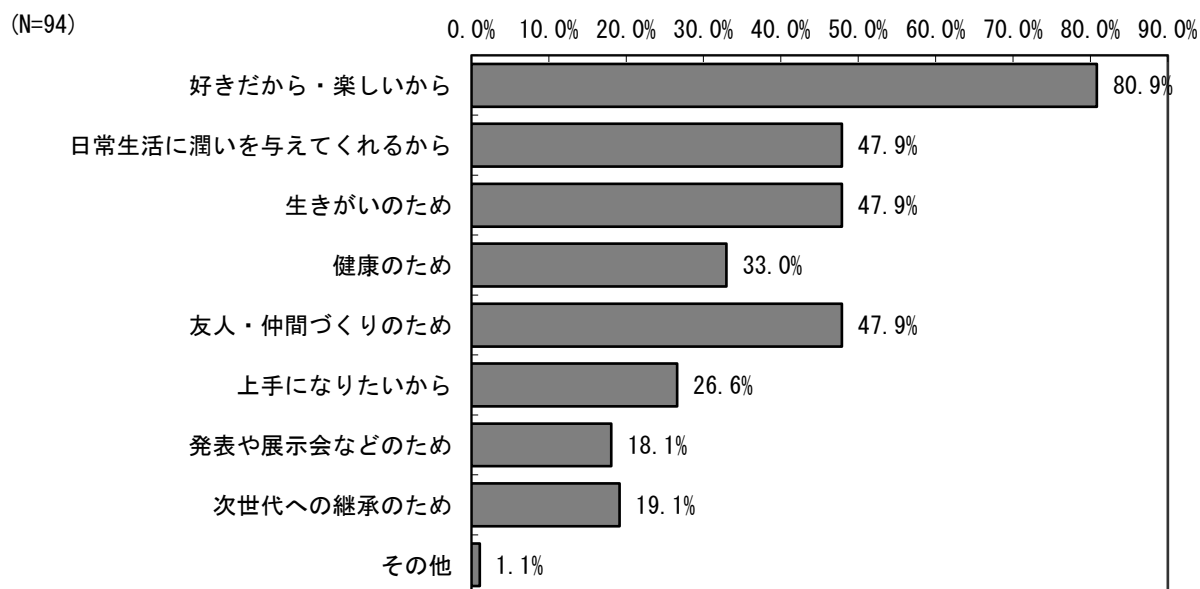
活動分野をみると「オーケストラ、吹奏楽、オペラ、合唱、ポップス、ジャズ、ロック等の音楽」(37.2%)、「絵画、彫刻、工芸、陶芸、写真」(11.7%)、「茶道、華道、書道」(7.4%) が上位となっています。



② 文化芸術活動の目的

文化芸術活動の目的をみると、「好きだから・楽しいから」(80.9%)、「日常生活に潤いを与えてくれるから」「生きがいのため」「友人・仲間づくりのため」(それぞれ47.9%)が上位となっています。

■文化芸術活動の目的（複数回答）

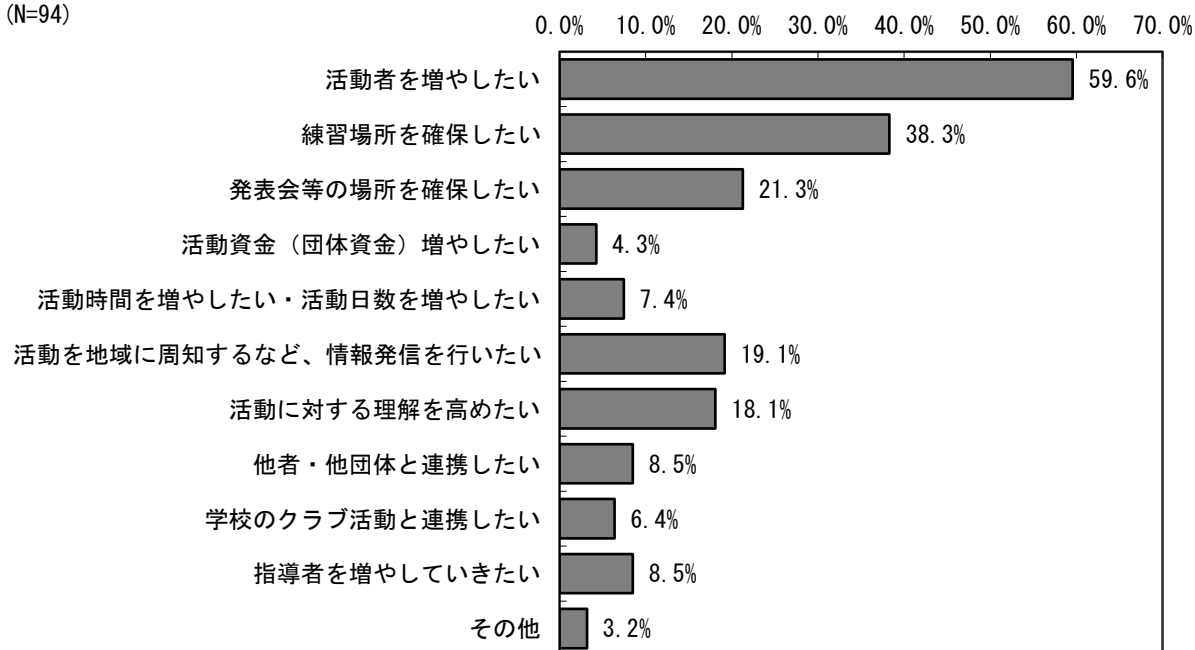


③ 文化芸術活動を続けていくうえでの意向

活動を続けていくうえでの意向をみると、「活動者を増やしたい」(59.6%)、「練習場所を確保したい」(38.3%)、「発表会等の場所を確保したい」(21.3%) が上位となっています。

■活動を続けていくうえでの意向（3つ以内で複数回答）

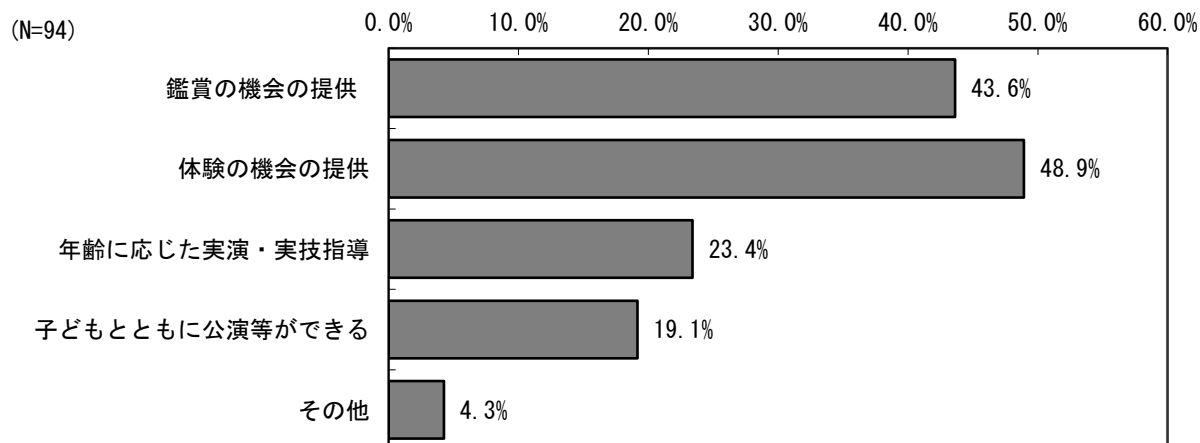
(N=94)



④ 子どもを対象とした文化芸術活動

子どもが文化芸術に親しむために活動を通してできる取り組みでは、「体験の機会の提供」(48.9%)、「鑑賞の機会の提供」(43.6%)、「年齢に応じた実演・実技指導」(23.4%)が上位となっています。

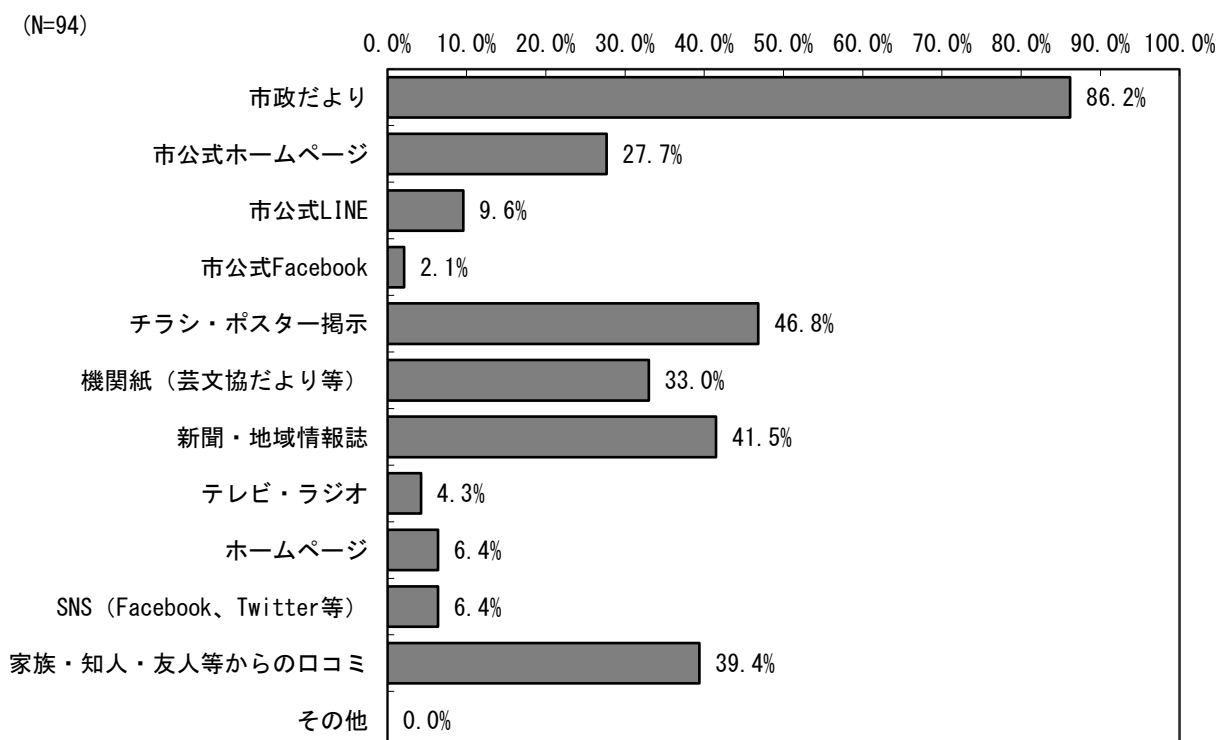
■子どもが文化芸術に親しむために活動を通してできる取り組み（複数回答）



⑤ 情報の入手手段

文化芸術の催しや活動などに関する情報の入手手段をみると、「市政だより」(86.2%)、「チラシ・ポスター掲示」(46.8%)、「新聞・地域情報誌」(41.5%)が上位となっています。

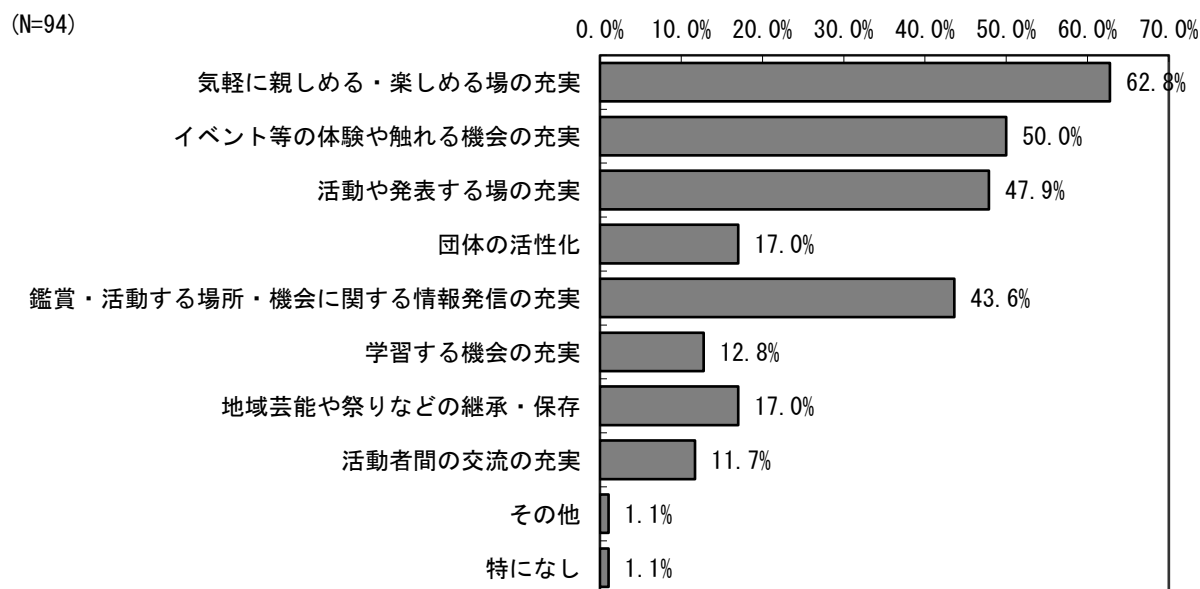
■文化芸術の催しや活動などに関する情報の入手手段（複数回答）



⑥ 文化芸術に親しむ市民を増やす取り組み

文化芸術に親しむ市民を増やすために必要な取り組みでは、「気軽に親しめる・楽しめる場の充実」(62.8%)、「イベント等の体験や触れる機会の充実」(50.0%)、「活動や発表する場の充実」(47.9%)が上位となっています。

■文化芸術に親しむ市民を増やすために必要な取り組み（3つ以内で複数回答）



3. 市民・活動者の聞き取り調査の概要

(1) ワークショップ

宇治市芸術文化協会会員や市民の方から参加者を募り、毎回テーマを定めたグループワークを実施し、意見を聞きました。

回数	開催日	内容	参加メンバー	参加者数
1	令和3年6月22日	・活動の現状と課題 ・目指す姿	宇治市芸術文化協会会員	13人
2	新型コロナウイルス感染症の影響により中止			
3	令和3年10月27日	・計画の骨子について	宇治市芸術文化協会会員、公募市民	14人

① 活動状況等の現状について

(活動者の現状)

- ・ 発表の場の自主運営、自主学習等意欲的に活動されるとともに、互いの活動や発表を積極的に観に行く等して、活動の維持・継続を支えています。
- ・ 会員や講師の高齢化により、活動の先細りや役員などのなり手不足が課題とされました。
- ・ 若い世代との交流など、活動が活性化する取り組みが求められています。

(活動場所の現状)

- ・ 市内の公共施設だけでなく、民間・市外の施設も活用され、文化芸術活動が広域的に取り組まれています。
- ・ インターネット予約ができない、活動場所の確保が難しいという意見がありました。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

- ・ 公共施設の休館や夜間使用休止、人数の制限により、思うような活動ができない状況になったという意見がありました。
- ・ 演奏会や展覧会等が中止・延期となる等、発表の場が少なくなったという意見がありました。

② 活動における課題

- ・ 発表などの情報を市民に知ってもらうため、効果的な広報の仕組みが求められています。
- ・ それぞれの役割を果たす中で、誰もが文化芸術活動をしやすい環境づくりや活動を継続できる仕組みづくりが求められています。
- ・ 活動の活性化のため、文化芸術における様々な分野の表彰制度の検討を進めていくことが求められています。

③ 宇治市の文化芸術をどのようにしていきたいか（目指す姿）

- ・ 子どものころから文化芸術に触れ、子どもたちの感性を磨いていくとともに、活動者やそれを支える人材の発掘・育成が求められています。
- ・ 団体の連携によるコラボレーションを通じて、文化芸術活動全体の盛り上げや宇治市独自のイベントの開催による発表・活動・交流の促進が求められています。
- ・ SNS を活用した新たな活動のスタイルやそのための環境の整備が求められています。

④ 施策展開について

（取り組む柱 1－機会の充実）

- ・ 宇治市文化センターへのアクセスの改善が求められています。
- ・ 宇治市内でプロによる演奏会や展覧会を鑑賞できる機会が少なく、また、そういった告知が市民に行き届いていないという意見がありました。
- ・ 家庭の経済状況等に関わらず、子どもたちが等しく鑑賞・体験の機会が与えられる環境の整備が求められています。

（取り組む柱 2－交流の促進）

- ・ 宇治市芸術文化協会全体や市内の活動者・鑑賞者が多様に交流できる仕組みづくりが求められています。
- ・ 一過性の取り組みとならないような他分野とのコラボレーションや発表の機会が求められています。

（取り組む柱 3－活動の促進）

- ・ 活動者間の多世代交流が求められています。
- ・ 市民の活動にプロの講師を招へいし、活動者からプロを育成してはどうかという意見がありました。
- ・ YouTube を活用し、日々の活動の様子を伝えてはどうかという意見がありました。

(取り組む柱4－担い手・支え手育成)

- ・ 宇治市の恵まれた文化資産を活かした学習の機会の充実が求められています。
- ・ SNS の活用など、積極的に若い世代のニーズを取り入れていく必要があるという意見がありました。
- ・ 絵画・写真・書道等、様々な分野での表彰制度が求められています。

(取り組む柱5－情報の発信)

- ・ 文化芸術情報の一元化、見やすいデザイン等が求められています。
- ・ 情報の収集・発信を戦略的に行える人材の育成が求められています。

(2) 宇治学での講座（京都文教短期大学）

京都文教短期大学の授業「宇治学」で文化芸術に関する授業を行い、学生に宇治市の文化芸術に関する意見を聞きました。

開催日	内容	参加メンバー	参加者数
令和3年6月29日	・ 宇治市で文化芸術活動に取り組むためには	京都文教短期大学「宇治学」受講生	42人

① 宇治市で文化芸術活動をしてみたいか

- ・ 「機会があったらしてみたい」「宇治を知ることが出来るのでやってみたい」「残していくためにやってみたい」という意見がありました。
- ・ 難しいものを提供するのではなく、カフェや映えスポットといった場所から、気軽に文化芸術に触れる機会が求められています。
- ・ 「勉強する時間で精一杯」「宇治の文化芸術を知らないのでやってみたいと思わない」という意見がありました。

② 参加したいと思う文化芸術活動

- ・ お祭り、屋台、運動会等子どもから高齢者まで楽しめるイベントが求められています。
- ・ 写真、美術品、映画、ミュージカル、バレエ、アニメ等様々なジャンルの展示会が求められています。
- ・ 宇治名物のご飯やスイーツ巡り、カフェ等、食べ物を通じて文化芸術に親しむ機会が求められています。

③ 参加しやすくするために求めること

- ・ 送迎や参加賞があることが求められています。
- ・ 参加費がかからない、あるいは低料金で参加できることが求められています。
- ・ SNS やホームページ、ポスター掲示、広告や動画、テレビ、CM 等多様な情報媒体での宣伝が求められています。
- ・ 授業内容の一つに取り入れることなどが求められています。

④ 宇治市で文化芸術活動に取り組むために必要なこと

- ・ 授業や体験等で、宇治市の文化芸術を知る機会をつくることが求められています。
- ・ 魅力あるイベントの検討や活動しやすい施設の整備が求められています。
- ・ 多様な情報媒体にイベントの情報を掲載することが求められています。
- ・ 宇治市内にある学校等に文化芸術サークルを増やすことが求められています。
- ・ 授業に宇治の文化芸術を学ぶ時間を取り入れることが求められています。

(3) 紫式部文学賞イベント実行委員会

関係機関・団体等の役職員等で構成される紫式部文学賞イベント実行委員会において、これまでの施策に対する意見も含め、計画策定にあたっての意見を聞きました。

開催日	内容	参加者数
令和3年6月29日	・ 宇治市文化芸術振興基本計画策定にあたって	15 人
令和3年8月3日		38 人

① 源氏ろまん事業について

- ・ 多くの人が鑑賞や参加できるよう動画配信など様々な手法による機会の提供が求められています。
- ・ 宇治十帖スタンプラリーは、秋だけでなく通年で楽しめるイベントになればいいという意見がありました。
- ・ 宇治十帖スタンプラリーのこれまでの参加記念品（バッジ）の残りを有効活用したガチャガチャを設置してはどうかという意見がありました。
- ・ 様々なイベントがデジタル化していく中、高齢者なども楽しめるようサポート体制が求められています。
- ・ 中学生や高校生の若い世代が運営などに参加できる仕組みづくりが求められています。
- ・ 文学だけではなく、他のジャンルを含めた市民のための賞が求められています。
- ・ 宇治十帖スタンプラリーを通じて、観光客などへの宇治市の魅力発信が求められています。

② そのほか

- ・ 源氏物語ミュージアムやお茶と宇治のまち歴史公園の活用が求められています。
- ・ 子どもたちが、宇治学で学んだことを発信していけるような取り組みが求められています。
- ・ 『源氏物語』の最後の十帖の地であるということに誇りを持てるような取り組みが求められています。

(4) 高校生への聞き取り

宇治市の文化芸術についての若者の意見を計画に反映するため、京都府立菟道高等学校の文化系の部活動（吹奏楽部、美術部、フォークソング部、放送部）をさせている生徒に意見を聞きました。

開催日	内容	参加者数
令和3年11月16日	・ 新型コロナウイルス感染症の影響 ・ 宇治市の魅力やその情報を収集する方法 ・ 今後の活動について	8人

① 新型コロナウイルス感染症の影響について

- ・ 練習、地域からの演奏依頼が少なくなったという意見がありました。
- ・ 「身近な人に見てもらふ発表の場が少ない」「活動自体ができず作品が作れない」という意見がありました。
- ・ 大会が少なくなり、予選などはテープ審査になり、「他の学校の発表が生で聞けない」「人前で発表する機会が少なくなった」という意見がありました。

② 情報収集方法について

- ・ SNS のダイレクトメールでの案内が主流になりつつあるという意見がありました。
- ・ インターネット検索やアプリ等で情報収集をしているという意見がありました。
- ・ YouTube の動画は 5～10 分のものが見やすいという意見がありました。

③ 宇治市の魅力について

- ・ 都会すぎず、田舎すぎない、アクセスのいい街であるという意見がありました。
- ・ 宇治市にしかないものの宣伝がもっとあればいいという意見がありました。

④ 今後の活動等について

- ・ 続けたいと思うが、「楽団に入る」「楽器の購入」等ハードルが高いという意見がありました。
- ・ 「一人ではできない」「練習する（できる）場所を探さないといけない」という意見がありました。
- ・ チケットの案内などもあるが、チケットを買ってまで行きたいと思うイベントが少ないという意見がありました。
- ・ 市内に美術に特化した地域があったらいいという意見がありました。
- ・ コンクールや発表の場を増やし、人前で発表できる場が求められています。
- ・ 様々な発表の場を通して、地元の方も含め、いろいろな人に見てもらえる機会の提供が求められています。
- ・ 他校やその他の団体との交流の機会が求められています。

参 考 資 料

1. 宇治市文化芸術振興条例

○宇治市文化芸術振興条例

令和元年 12 月 27 日

条例第 25 号

宇治は、京都・奈良の中間に位置することから、古代より交通の要衝として発展してきた。また、宇治川と山々が織り成す風光は歌人たちを魅了し、宇治の情景は多くの歌に詠まれてきた。平安時代には、貴族の別業の地として栄え、源氏物語宇治十帖の舞台となるなど、華麗な王朝文化の一端を担った。鎌倉時代に茶の栽培が始まり、室町時代以降は有力な茶の産地となる。江戸時代、宇治茶が高級茶の代名詞としての名声を確立するとともに、平家物語などの古典文学作品が広く読まれ、その舞台となった宇治の名も知れ渡ってゆく。

このように、宇治は、それぞれの時代で新たな特色を生み出し、豊かな文化と伝統、歴史を築き上げてきた。

現代に生きる我々の暮らしには、世界遺産をはじめとする多くの文化財、幾千年の時を超えて滔々と流れる宇治川の清流、豊かな緑と茶園景観、歴史ある町並みなど、魅力ある文化と伝統、歴史が息づいている。

これまで培われてきた歴史と豊かな自然を背景とした文化と伝統を守り、育て、磨き、未来に継承するとともに、自主的かつ創造的な文化芸術活動の促進を図ることにより、お茶と歴史・文化の香る「ふるさと宇治」を将来にわたり希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとするため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、宇治市の責務並びに市民、文化芸術団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、本市が推進する施策の基本的事項を定めることにより、本市が市民、文化芸術団体及び事業者と協働して文化芸術の継承及び発展に努め、並びに文化芸術活動の促進を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 文化芸術基本法(平成 13 年法律第 148 号)が対象とするものをいう。
- (2) 文化芸術活動 文化芸術を創造し、享受し、保護し、活用し、継承し、又はこれらの活動を支援することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、若しくは在学する者又は市内において文化芸術活動を行う者をいう。
- (4) 文化芸術団体 市内において文化芸術活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び市内で事業を行う個人をいう。

(基本理念)

第 3 条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う市民、文化芸術団体及び事業者それぞれの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、本市、市民、文化芸術団体及び事業者が協働して文化芸術活動の促進が図られなければならない。

(本市の責務)

第 4 条 本市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術の振興を図るための施策(以下「施策」という。)を推進するものとする。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、文化芸術の担い手として、自主的かつ創造的な文化芸術活動を行うとともに、その活動を相互に理解し、尊重するよう努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第 6 条 文化芸術団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の担い手として、自主的かつ創造的な文化芸術活動を一層促進するとともに、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化に努めるものとする。

(事業者の役割)

第 7 条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化に努めるものとする。

(施策の推進)

第 8 条 本市は、この条例の目的を達成するために、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 文化芸術活動を行う機会の充実に関すること。
- (2) 文化芸術活動に係る交流の促進に関すること。
- (3) 高齢者の文化芸術活動の促進に関すること。
- (4) 障害者の文化芸術活動の促進に関すること。
- (5) 青少年の文化芸術活動の促進に関すること。
- (6) 文化芸術の担い手の育成に関すること。
- (7) 文化芸術活動に係る情報の収集及び発信に関すること。

(文化芸術振興基本計画)

第 9 条 本市は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な計画(以下「文化芸術振興基本計画」という。)を策定するものとする。

2 本市は、文化芸術振興基本計画の策定に当たっては、市民、文化芸術団体及び事業者から広く意見を聴き、これを反映するよう十分配慮するものとする。

3 本市は、文化芸術振興基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前 2 項の規定は、文化芸術振興基本計画を変更する場合について準用する。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 宇治市文化芸術振興基本計画策定委員会設置要項

（目的）

第1条 「宇治市文化芸術振興条例」第9条第1項に定める「宇治市文化芸術振興基本計画（以下「計画」という。）」の策定にあたり、専門的な見地から検討を行うため、文化芸術振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定等に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 文化芸術関係団体の構成員
- (3) 文化芸術活動をしている市民
- (4) その他市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 前項の委員長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（意見の聴取）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業地域振興部文化スポーツ課において処理する。

(補足)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要項は、令和3年6月3日から施行する。
- 2 この要項の施行後の最初の委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

3. 宇治市文化芸術振興基本計画策定委員会 委員名簿

(任期：令和3年7月19日～令和5年7月18日)

氏名	職名等
門脇 洋子	宇治文化少年団 副団長
◎滋野 浩毅	京都産業大学 現代社会学部 教授
柴田 宗啓	宇治市茶道連盟 会長
○矢野 友次郎	宇治市芸術文化協会 会長
山路 興造	元京都市歴史資料館 館長
山本 淳子	京都先端科学大学 人文学部 教授
吉水 利明	宇治市文化財愛護協会 理事長

◎委員長、○委員長職務代理

オブザーバー

高橋 和男	京都府文化スポーツ部文化政策室 室長
-------	--------------------

4. 計画策定までの経緯

年月	項目	概要
令和元年 12 月 27 日	宇治市文化芸術振興条例の制定	・文化芸術の振興に関する基本理念を定めた
令和 3 年 5 月 18 日	第 1 回宇治市文化芸術振興基本計画策定庁内連絡会議	・宇治市文化芸術振興基本計画の概要について
令和 3 年 6 月 22 日	第 1 回宇治市文化芸術振興基本計画策定にかかるワークショップ	・活動の現状と課題 ・目指す姿
令和 3 年 6 月 29 日	紫式部文学賞イベント実行委員会	・宇治市文化芸術振興基本計画の策定にあたって
	京都文教短期大学「宇治学」での講義	・宇治市で文化芸術活動に取り組むためには
令和 3 年 7 月 19 日	第 1 回宇治市文化芸術振興基本計画策定委員会	・宇治市文化芸術振興基本計画の策定について ・宇治市文化芸術振興基本計画の骨子(案)について ・アンケートの実施について
令和 3 年 8 月 3 日	紫式部文学賞イベント実行委員会 総会	・宇治市文化芸術振興基本計画の策定にあたって
令和 3 年 8 月 12 日～ 令和 3 年 8 月 27 日	市民・活動者アンケート調査	・文化芸術の鑑賞、活動の実態、目的、市の文化芸術事業の周知度、取り組みの方向性等について郵送とオンラインにて実施
令和 3 年 9 月 27 日	第 2 回宇治市文化芸術振興基本計画策定庁内連絡会議	・アンケート調査結果について ・計画の骨子について
令和 3 年 10 月 18 日	第 2 回宇治市文化芸術振興基本計画策定委員会	・アンケート調査結果について ・計画の骨子について
令和 3 年 10 月 27 日	第 3 回宇治市文化芸術振興基本計画策定にかかるワークショップ	・計画の骨子について
令和 3 年 11 月 15 日	第 3 回宇治市文化芸術振興基本計画策定庁内連絡会議	・計画の初案（案）について
令和 3 年 11 月 16 日	高校生への聞き取り	・新型コロナウイルス感染症の影響 ・宇治市の魅力やその情報を収集する方法 ・今後の活動について
令和 3 年 11 月 22 日	第 3 回宇治市文化芸術振興基本計画策定委員会	・計画の初案（案） ・パブリックコメントの実施について
令和 3 年 12 月 24 日 ～4 年 1 月 24 日（予定）	パブリックコメント	・計画の初案について